

## 日光市交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が、市政の推進に必要な外部との交際のために支出する交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 市交際費の種別及び支出範囲等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費 各種団体等が開催する会合に構成員又は来賓として出席する場合の会費制懇親会費の会費
- (2) 祝金 慶事及び飲食を伴う総会等の各種行事に要する経費
- (3) 弔慰金 葬儀における香典、供花等に要する経費
- (4) 見舞金 病気・事故等の見舞いに要する経費
- (5) 賛助金 活動の趣旨から公益性が認められる事業に賛助する経費
- (6) 贈答 土産品等外部との交際に要する経費
- (7) その他 その他市政運営上、市長が特に必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事及び政党その他の政治団体又はその支部に対するものには、支出しない。

(支出額)

第3条 前条の規定に基づく支出額は、別表「日光市交際費支出基準額」によるものとし、規定が無いものについては、社会通念上妥当と認められる範囲の額とする。

(支出内容の公開)

第4条 交際費の支出については、その内容を市ホームページに公表する。ただし、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。